

学科・専攻における人材の養成及び教育研究の目的に関する規程

第1条 鹿児島純心女子短期大学学則第1条の規定に基づき、生活学科及び英語科の人材養成及び教育研究の目的を次のように定め、多様な教育方法により豊かな人間性の涵養と高い専門性の育成に努める。

第2条 生活学科においては、生活学専攻、こども学専攻、食物栄養専攻の3専攻において、変化する現代社会の生活と仕事を深い人間愛に根ざして創造的に推進できる有為な人材を養成すると共に、地域社会のより一層の生活・教育・福祉の向上に資する教育研究を推進することを目的とする。

2 生活学科生活学専攻においては、伝統的価値観・文化・手法と最新のテクノロジーの融合・共存を図り、現代的課題を解決して人々の生活に彩りと豊かさをもたらす方策を教育研究の対象とする。

また、自らのキャリアを設計・構築し、社会生活及び日常生活を自律的に経営することができる市民として、強く、しなやかに時代を生き抜く人材の養成を目的とする。

3 生活学科こども学専攻においては、「子ども」と「子どもを取り巻く環境」を学際的に教育研究の対象とする。

また、「いのち」を尊ぶ心を育むと共に、子どもの健全な成長・発達を支援するための知識・技能、及び子育て支援に関する知識・技能を学修し、地域社会で貢献できる保育士・幼稚園教諭などの保育者養成を目標とする。

4 生活学科食物栄養専攻においては、健康を支える食及び食に関わる現代社会の様々な課題を教育研究の対象とする。

また、食に関する総合的、体系的な知識と技術を学修し、郷土の食文化や食育に関する専門性を深めて、食のエキスパートとして奉仕の心を持って地域社会に貢献できる栄養士・栄養教諭の養成を目標とする。

第3条 英語科においては、実践的な英語コミュニケーション能力やグローバルな職場環境にも対応できる実務能力の育成を教育研究の対象とする。

また、異文化体験イベントや海外研修・留学等を通して、英語圏における文化・習慣を学び国際人としての感覚を養い、英語能力を生かして地域社会に貢献する人材の養成を目標とする。

第4条 この規程の改廃は、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。

この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度入学生から適用する。

学科・専攻における人材の養成及び教育研究の目的に関する規程

第1条 鹿児島純心女子短期大学学則第1条の規定に基づき、生活学科及び英語科の人材養成及び教育研究の目的を次のように定め、多様な教育方法により豊かな人間性の涵養と高い専門性の育成に努める。

第2条 生活学科においては、生活学専攻、こども学専攻、食物栄養専攻の3専攻において、変化する現代社会の生活と仕事を深い人間愛に根ざして創造的に推進できる有為な人材を養成すると共に、地域社会のより一層の生活・教育・福祉の向上に資する教育研究を推進することを目的とする。

2 生活学科生活学専攻現代ビジネスコースにおいては、現代社会における様々な課題と自律的なキャリア形成に必要な知識・技術・技能を教育研究の対象とする。

また、良識ある女性としての教養・態度と情報リテラシー等のビジネススキルを身に付け、地域社会の進展に柔軟かつ的確に対応できる人材の養成を目標とする。

3 生活学科生活学専攻デザイン表現コースにおいては、伝統的手法と現代の技術の融合によって、生活と心を豊かにする「用と美」の創造を教育研究の対象とする。

また、周囲と協働し、探求し、創意工夫を重ねて、新たな価値の創造に挑戦し続ける人材の養成を目標とする。

4 生活学科こども学専攻においては、「子ども」と「子どもを取り巻く環境」を学際的に教育研究の対象とする。

また、「いのち」を尊ぶ心を育むと共に、子どもの健全な成長・発達を支援するための知識・技能、及び子育て支援に関する知識・技能を学修し、地域社会で貢献できる保育士・幼稚園教諭などの保育者養成を目標とする。

5 生活学科食物栄養専攻においては、健康を支える食及び食に関わる現代社会の様々な課題を教育研究の対象とする。

また、食に関する総合的、体系的な知識と技術を学修し、郷土の食文化や食育に関する専門性を深めて、食のエキスパートとして奉仕の心を持って地域社会に貢献できる栄養士・栄養教諭の養成を目標とする。

第3条 英語科においては、実践的な英語コミュニケーション能力やグローバルな職場環境にも対応できる実務能力の育成を教育研究の対象とする。

また、英語学習寮での生活や海外研修・留学等を通して、英語圏における文化・習慣を学び国際人としての人間性を養い、英語能力を生かした職業人の養成を目標とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。

この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。